

豪雨災害発生に備えて、事前の準備を行いましょう

回 覧

近年、頻発する豪雨災害に適切に対応するため、避難情報の意味や災害リスクの調べ方、また、具体的な避難の検討方法や生活再建の際に必要な罹災証明書の概要などを確認し、事前の準備を行いましょう。

豪雨災害時に発令される避難情報の意味を確認しましょう

大雨等の影響により河川の水位が上昇し洪水発生危険性がある場合や土砂災害の発生リスクが高まった場合、市から洪水や土砂災害の危険性がある地域を対象に警戒レベルに応じた「避難情報」を発令します。

避難情報は、防災行政無線放送やテレビ、インターネットなど様々な手段で配信されますので、それぞれの避難情報の意味を確認し、有事の際に適切な行動がとれるよう事前に準備をしておきましょう。

警戒レベル	状 況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保
～< 警戒レベル 4 までに必ず避難! >～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難

※避難情報について、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、上表のとおり発令内容が変更となりました。

ハザードマップで洪水や土砂災害の危険性がある地域を調べてみましょう

ハザードマップとは、洪水や土砂災害などが発生するおそれの高い区域を着色した地図です。マップは各区役所の情報公開コーナーで入手することができます。また、インターネット上で確認できる「さいたま市地図情報」内の「防災まちづくり情報マップ」を活用することで、自宅付近の災害リスク情報を詳細に確認することができます。



洪水ハザードマップ
(荒川・入間川版)

防災まちづくり情報マップのイメージ (PC 版) ※洪水ハザードマップの例

スマホの場合は「右上のメニューアイコン」⇒「テーマ切替」⇒「洪水ハザードマップ」を選択

さいたま市 地図情報

テーマ: 荒川・入間川(洪水)

検索

設定 TOP 印刷 ヘルプ

住所検索 施設検索 地価検索

利用規約 2画面 計画 メモ

凡 例

10.0m～20.0m未満の区域
Zone with inundation height
of 10.0m to less than 20.0m
10.0m～20.0m未満の区域
10.0m～20.0m未満の区域

5.0m～10.0m未満の区域
Zone with inundation height
of 5.0m to less than 10.0m
5.0m～10.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域

0.5m～5.0m未満の区域
Zone with inundation height
of 0.5m to less than 5.0m
0.5m～5.0m未満の区域
0.5m～5.0m未満の区域

0m～0.5m未満の区域
Zone with inundation height
below 0.5m
0m～0.5m未満の区域
0m～0.5m未満の区域

事業計画等浸水想定区域
(0.5m未満)

浸水想定区域により浸水が想定されています

住所検索

浸水想定区域(荒川・入間川)

水深

0.5m～3.0m未満の区域

新へ 戻る

「住所検索」や「施設検索」を使用することで、身近な地域の災害リスク情報を詳細に確認できます。

クリックするとその場所の浸水深が分かります。

さいたま市地図情報
(防災まちづくり情報マップ)

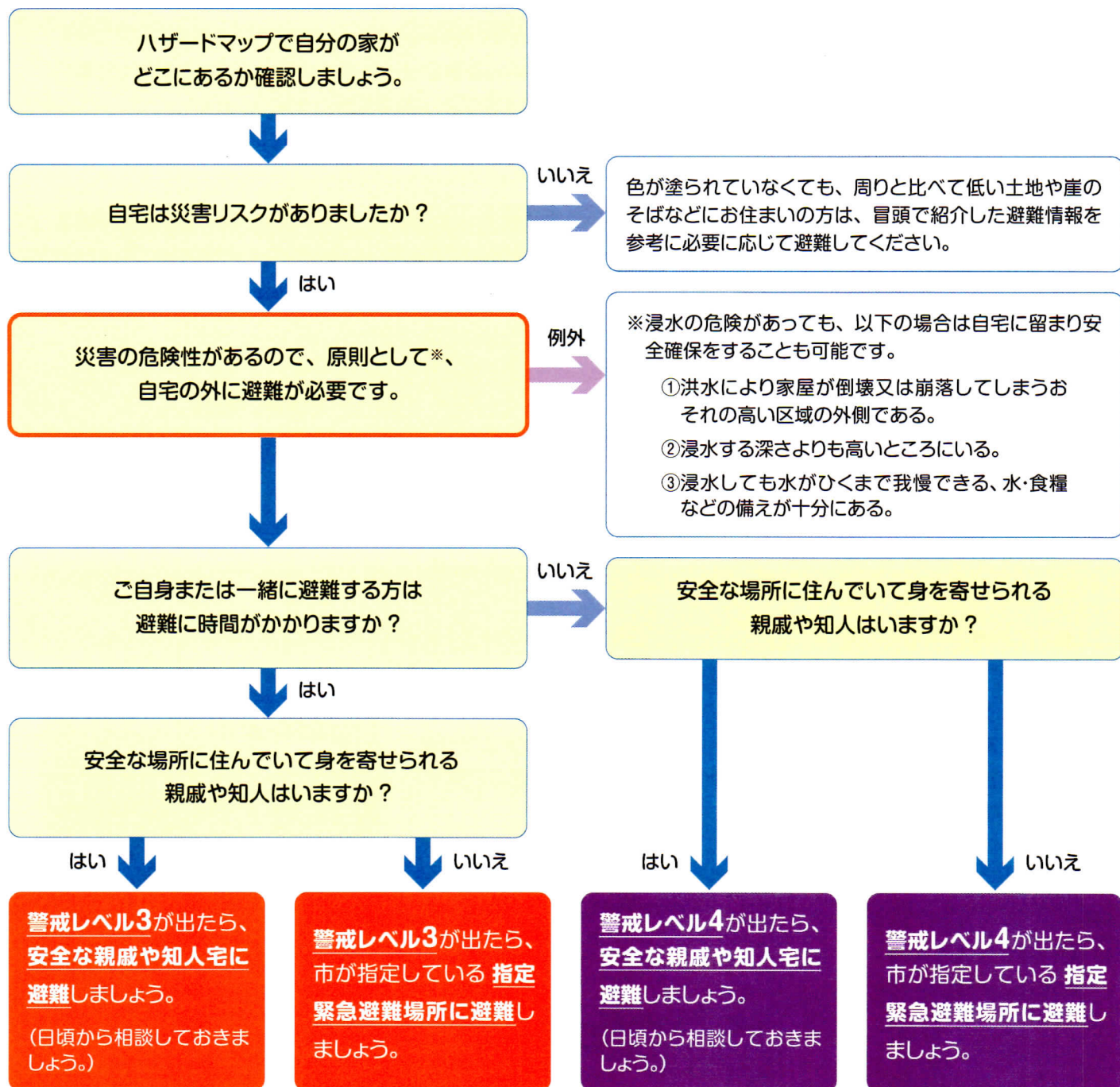


中面では、「具体的な避難の検討方法」などを紹介しています。

ハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

ハザードマップで確認を行った自宅周辺の災害リスクの状況を踏まえ、洪水や土砂災害による被害が懸念される場合に、自分自身がとるべき行動を確認しておきましょう。

避難行動判定フロー



POINT

- 警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう。
- 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。
- 避難先は指定緊急避難場所（小中学校等）だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

洪水や土砂災害のハザードマップは、市ホームページでも確認することが可能です。

洪水ハザードマップ



土砂災害ハザードマップ



裏面では、被災後の生活再建の際に必要な^{りさい}“罹災証明書”について紹介しています。

罹災証明書について

●罹災証明書とは

罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として活用されており、被災者の応急的、一時的な救済を目的に交付する、災害による被害の程度を証明する書面です。

罹災証明書の交付にあたっては、職員等が被災家屋の調査などを実施し、被害の程度を確認します。

申請場所 お住まいの区の区役所の総務課

※火災被害の際に交付する「り災証明書」は、お住まいの区の各消防署、出張所で受け付けております。

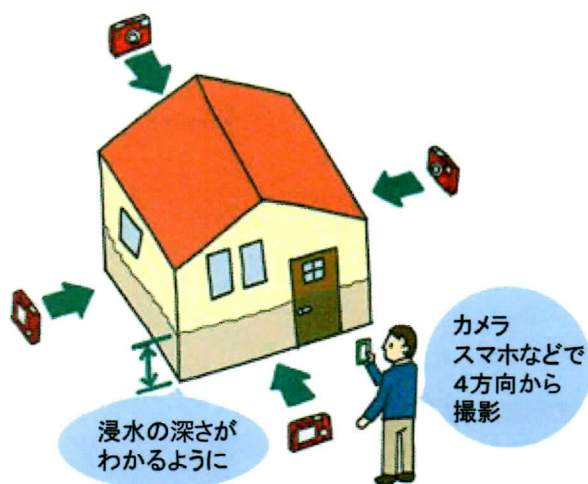
●被災状況の写真撮影について

被災した家屋の調査・判定に当たっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となります。

災害が収束し、身の安全が確保される状況になりましたら、片付けや修理の前に、自宅の被害状況を写真に撮って保存し、申請の際に合わせて提出をしてください。

家の外の写真の取り方

カメラ・スマホなどで
なるべく4方向から撮るようにしましょう。



※浸水した場合は、家の外と中について、メジャーなどをあてて浸水の深さが分かるように写真を撮影しましょう。「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさがよく分かります。

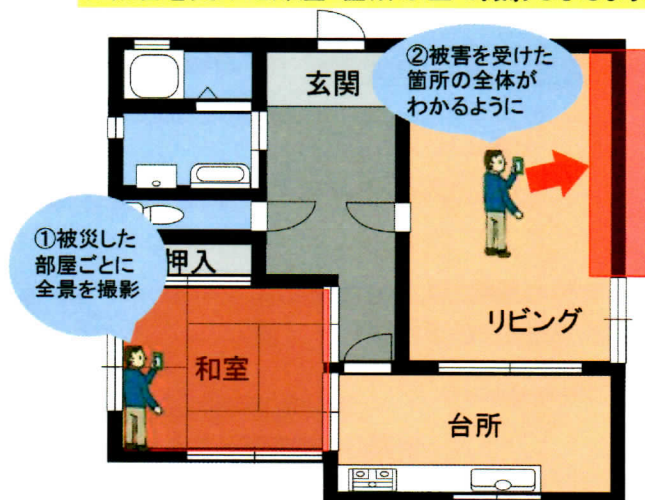
家の中の写真の取り方

- ①被災した部屋ごとの全景写真
- ②被害箇所の「寄り」の写真 を撮影

【想定される撮影箇所】

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



【出典】内閣府リーフレット:「住まいが被害を受けたとき最初にすること」より抜粋

罹災証明書の申請様式や必要書類、また、市役所などに申請可能な被災者支援制度については、市ホームページから確認することができます。

罹災証明書について



被災者支援制度について



このリーフレットは、各区情報公開コーナーで入手することが可能です。

問 合 せ

さいたま市総務局危機管理部防災課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所消防庁舎 3 階

電話／ 829-1126 FAX／ 829-1978 メール／ bosaika@city.saitama.lg.jp